

春日井市週休2日工事実施要領（建築系）

（趣旨）

第1条 この要領は、春日井市が発注する工事において、建設業における労働環境の改善や人材確保を図るため、週休2日工事を施行するにあたり必要な事項を定めるものとする。受注者は、本取組の趣旨を踏まえ、「完全週休2日（土日）」の取得を目指すものとする。

（用語の定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 現場閉所 1日を通して現場で作業を行わない状態をいう。
ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。
- (2) 完全週休2日（土日） 第4条に規定する対象期間内において、原則、土曜日・日曜日を現場閉所日とすることをいう。1週間の定義は、月曜日から日曜日までとする。
ただし、土曜日又は日曜日に作業を行う場合は、同一週で土曜日・日曜日に代わる現場閉所日（以下「振替閉所日」という。）を指定することができる。また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行っていれば、完全週休2日を達成しているとみなす。
- (3) 月単位の週休2日 第4条に規定する対象期間内におけるすべての月ごとにおいて現場閉所率（月単位の現場閉所日数/月単位の対象期間日数）が28.5%以上であることをいう。
ただし、暦上の土曜日・日曜日の現場閉所で28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、28.5%以上を達成しているものとみなす。

(対象工事)

第3条 対象工事は、春日井市工事等検査要綱第2条第1項第1号によるものとする。

ただし、次のいずれかに該当する工事は除く。

- (1) 著しく施工期間が短い工事（第4条に規定する対象期間が4週間未満の工事）
- (2) 通年維持工事等小規模な現場が点在する工事
- (3) 緊急の応急復旧工事
- (4) 社会的要請や現場条件の制約により現場閉所を行うことが困難な工事
- (5) 災害復旧工事
- (6) その他、やむを得ない事情により週休2日工事とすることが困難な工事

2 発注者は、対象工事の旨を設計書の表紙及び図面の特記事項に明示するものとする。

(対象期間)

第4条 対象期間は、契約締結日の翌日からしゅん工届が提出された日までとする。

ただし、次に掲げる期間（以下「非対象期間」という。）を除く。

- (1) 準備期間（契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間で、現場事務所等の設置、測量は、この期間に含む。）
- (2) 後片付け期間（施工を完了した日の翌日からしゅん工届が提出された日までの期間）
- (3) 夏季休暇（3日間）
- (4) 年末年始休暇（6日間）
- (5) 工場製作のみの期間
- (6) 工事全体を一時中止している期間

- (7) 受注者の責によらず週 6 日以上の現場作業を余儀なくされる期間
(施工条件や地元条件、災害対応等)
(現場閉所率の算出方法)

第 5 条 対象期間の現場閉所率の算出に当たっては、次のとおりとする。

- (1) 完全週休 2 日（土日）工事は、参考 1 による。
(2) 月単位の週休 2 日工事は、参考 2 による。
(取組内容)

第 6 条 対象工事の取組内容は、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、施工計画書において現場閉所の計画が分かるように実施工程表を作成の上、提出するものとする。
(2) 受注者は、毎月 5 日までに実施状況を工事打合簿により提出し、しゅん工時には工期全体の実施状況をカレンダー形式により提出するものとする。なお、実施状況には非対象期間を明示するものとする。
(3) 発注者が週休 2 日に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。

(工事成績評定への反映)

第 7 条 対象工事については、完全週休 2 日（土日）が達成された場合、工事成績評定表「5. 創意工夫」において加点評価を行うものとする。

(積算方法)

第 8 条 対象工事については、次の(1)又は(2)の状況に応じた補正係数により労務費及び現場管理費を補正する。なお、補正率は、愛知県の「建築工事における週休 2 日制工事の実施に係る積算方法の運用について」を準用する。この場合において、「建築工事における週休 2 日制工事実施要領」とあるのは、「春日井市週休 2 日工事実施要領（建築系）」と読み替えるものとする。

- (1) 完全週休 2 日（土日）工事
 労務費 1. 0 2 現場管理費 1. 0 1

(2) 月単位の週休2日工事

労務費 1.02 現場管理費 1.00

2 発注者は、対象工事の現場閉所率が28.5%未満の場合は、請負代金額のうち労務費及び現場管理費補正分を減額し、変更契約を行うものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議の上、決定するものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、同日以降に契約する工事について適用する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行し、同日以降に契約する工事について適用する。

参考 1 完全週休 2 日（土日）

(□ : 工事実施日)

(□ : 工事実施日)							完全週休 2 日実施有無			
月	火	水	木	金	土	日	土日の 日数	土日の 閉所日数 ※1	完全週 休 2 日	備考
準備期間→	対象期間 開始日 □		□	□	閉所	閉所	2	2	○	
受注者の責によらず週6日以上の現場作業を余儀なくされる期間	□	□	□	□	□	閉所	1	1	○	この週の対象期間に日曜日しかないとため日曜日(1日)以上を閉所した場合は完全週休2日の達成とみなす。
祝日 □	□	□	夏季休暇 (3日間)			閉所	1	1	○	この週の対象期間に日曜日しかないとため日曜日(1日)以上を閉所した場合は完全週休2日の達成とみなす(祝日の閉所を求める)。
□	□	□	□	□	□	閉所	□	2	1	× 振替閉所をしているが、その振替が同一週でないことから未達成となる。
振替 閉所	□	□	祝日 □	□	閉所	閉所	2	2	○	
□	□	□	□	振替 閉所	□	閉所	2	2	○	受注者の責によらない場合、振替閉所日を認める。
□	□	□	□	□	□	閉所	2	1	×	土曜日に工事を実施(振替閉所日なし)したため、未達成となる。
□	□	振替 閉所	□	□	□	閉所	2	2	○	同一週の振替閉所日は認める。
□	□	振替 閉所	振替 閉所	□	□	□	2	2	○	
□	□	□	対象期間 終了日 □	→後片付け期間			0	0	○	この週には土曜日、日曜日がないため、達成となる。
現場閉所率									8	完全週休2日達成率 =(完全週休2日の達成週/対象期間中の全週間数)=8/10=80%<100%

※1 振替閉所日含む

参考2 月単位の週休2日工事

- ・対象期間の開始日に関わらず暦上の月を1月とし、すべての月ごとにおいて現場閉所率28.5%以上取得した場合、達成とする。ただし、暦上の土曜日・日曜日の現場閉所の数だけでは28.5%に満たない月については、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っていれば、28.5%以上を達成しているものとみなす。(※1)

月	火	水	木	金	土	日
						●月1日
●月2日	●月3日	●月4日	●月5日	●月6日	●月7日	●月8日
●月9日 対象期間 開始日	●月10日	●月11日	●月12日	●月13日	●月14日 閉所	●月15日 閉所
●月16日	●月17日	●月18日	●月19日	●月20日	●月21日 閉所	●月22日 閉所
●月23日	●月24日	●月25日	●月26日	●月27日	●月28日 閉所	●月29日 閉所
●月30日	○月1日	○月2日	○月3日	○月4日	○月5日 閉所	○月6日 閉所
○月7日	○月8日	○月9日	○月10日	○月11日	○月12日 閉所	○月13日 閉所
○月14日	○月15日	○月16日	○月17日	○月18日	○月19日 祝日	○月20日 閉所
○月21日	○月22日	○月23日	○月24日	○月25日	○月26日 閉所	○月27日 閉所
○月28日	○月29日	○月30日	△月1日 対象期間 終了日	△月2日	△月3日	△月4日

→準備期間

ひとつき
1月目 (●月9日～●月30日)

→現場閉所日6日/対象期間19日=31.5%≥28.5%
28.5%以上→達成

ふたつき
2月目 (○月1日～○月30日)

→現場閉所日8日/対象期間30日=26.6%≤28.5%
対象期間内の土曜日・日曜日は8日=現場閉所日8日→達成

※1 土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っているため達成とする。

みつき
3月目 (△月1日～△月2日)

→現場閉所日0日/対象期間2日=0%≤28.5%
対象期間内の土曜日・日曜日は0日=現場閉所日0日→達成

※1 土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っているため達成とする。

このケースの場合月単位での週休2日=達成
(すべての月で達成しているため)